

議案第 28 号

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条
例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部山陽小野田市地域福祉計画推進委員会の項の次に次のように加
える。

山陽小野田市再犯防止推進計画推 進委員会	再犯防止推進計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査し、審議すること。
-------------------------	--

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	山陽小野田市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査し、審議すること。		山陽小野田市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査し、審議すること。
	<u>山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会</u>	<u>再犯防止推進計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査し、審議すること。</u>		山陽小野田市同和福祉援護資金貸付審査会	同和福祉援護資金に係る延滞利子の免除、繰上償還及び償還期間の延長等について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、意見を述べること。
	山陽小野田市同和福祉援護資金貸付審査会	同和福祉援護資金に係る延滞利子の免除、繰上償還及び償還期間の延長等について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、意見を述べること。		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)